

保 総 第 25 号
令和 2 年 4 月 30 日

各歯科診療所管理者 様

水戸市保健所長
(公 印 省 略)

歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて (通知)

平素から本市医療行政に対しまして多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標題のことにつきまして、令和 2 年 4 月 24 日付けで厚生労働省医政局歯科保健課及び医薬・生活衛生局総務課から事務連絡がありましたので、事務連絡の内容についてご留意されますようお願いいたします。

なお、先述の事務連絡により電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関につきましては、別紙様式により、下記のとおり報告をお願いいたします。

記

1 報告先 水戸市保健所保健総務課医事薬事室
FAX : 029-241-0350
Email : ijiyakuji@city.mito.lg.jp

2 報告期限

- (1) 別紙 1-2 電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票
令和 2 年 5 月 7 日 (木) 必着
※ 5 月 7 日以降に実施することが決定した場合には、その時点で報告願います。
- (2) 別紙 2-2 医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実地状況調査票
各月第 2 週の金曜日の属する週の火曜日まで (前月分)
※ 該当がない場合の報告は不要です。

問合せ先 〒310-0582 水戸市笠原町 993-13
水戸市保健所保健総務課医事薬事室
担当 : 杉岡
TEL : 029-243-7329
FAX : 029-241-0350
Email : ijiyakuji@city.mito.lg.jp